

第5回 熊本市教育行政審議会

<議事録>

日時：令和8年（2026年）7月13日（月）9:30～12:30

場所：熊本市教育センター4階 大研修室

- 1 開 会
- 2 前回の審議のまとめ
- 3 論点等に関する意見交換
○児童生徒への対応に関すること
- 4 基本方針の方向性の検討
○熊本市いじめ防止等基本方針【骨子案】
- 5 諸 連 絡
- 6 閉 会

1 開 会

【村田晃一副会長】

おはようございます。私も出川会長の素敵な笑顔に会いたくて、ここにやってまいりましたが、残念ながら、今朝、体調を崩して来られないという連絡をいただきまして、急遽代役を務めることになりました。とても私に出川先生の代わりは務まりませんが、何とかスムーズな議論、活発な議論が出来るようにお手伝いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2 前回の審議のまとめ

【須佐美教育審議員】

～前回のまとめ説明 省略～

【中西委員】

第4回までの審議のまとめの3ページの下の方のその他のところですね。無視されている本人がいじめと認識しない場合どうするかということですが、議事録を確認していただければと思いますが、私最後の方に、これをいじめとして対応することには慎重にという意味での発言をしたつもりなんですけど、それがちょっと入っていないようです。というのは、つまり本人が意識していないと法律上はいじめに当たらないわけですから、そこをいじめとして対応をするというふうにしてしまうとそれはもうなんかどんどん拡大解釈がまかり通る可能性があるので、対応はしなければいけないでしょうけれども、それをいじめとして対応すべきと言ってしまおうとちょっと私は問題があるかなと思ったので、その発言をしまし

た。なので、そういう異論もあるということは加えていただきたいなと思います。

【須佐美教育審議員】

ありがとうございました。この後に追記をいたします。

～以下 省略～

3 論点等に関する意見交換

【総合支援課 勝田課長】

今説明がありましたように、資料スライドの3ページ、4ページ、参考資料は2ページになりますので、こちらもご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。前回論点等に関するご意見を交換していただきたかったですけれども、時間等の都合上、こちらの方はまだ意見等をもっといただきたいなと思ひまして、再度上げさせていただいております。児童生徒への対応に関することなんですけれども、いじめへの対応についてというところで、加害、それから、被害双方への教育的介入の具体策が必要ではないかというところは以前ございましたので、まずは被害児童生徒の救済が第一義なんですけれども、加害児童生徒も同じ学校、学年あるいは学級に在籍する場合というのは非常に多いと思います。加害児童生徒への再生支援といいますか、教育もとても大切じゃないかなと考えております。そこでスライド4にもお示ししておりますように加害児童生徒への対応の流れというものを考えておりますが、いかがでしょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【江崎委員】

この「加害児童生徒への対応について」というところで、「被害児童生徒の保護者の方にもこういうふうに対応していきますよ」、みたいな説明とか、そういうのは、行うのか、行わないのか、もし行うなら一言お伝えしていただけたらいいんじゃないかなと思っているんですけれども、そこら辺のところも教えていただければと思います。

【総合支援課 勝田課長】

こちらの方に、まずは加害児童生徒を教室から離すというのを1番目に書いておりますけれども、被害児童生徒をまずは助けると、救済するという意味ではこの部分が1番心理的安全性の確保としても大事じゃないかなというところと、これにつきましては、やはり被害児童生徒の保護者もなんですけれども、加害児童生徒への保護者につきましてもやはり説明が必要じゃないかなと考えております。

難しいのはこの加害被害というのは、ここではっきりできればということになるんですけれども、例えばこの加害被害がはっきりしないような事案もやっぱり出てくるかと思

うんですが、まずはここをしっかりとどちらの保護者にも説明する必要性はあると考えております。

【江崎委員】

一般的には加害とか被害とか書かないで当事者というような言葉が使われたりもするかなと思うんですけど、「当事者の保護者双方の」など、なんか言葉も工夫していただけたらいいと思います。

【総合支援課 勝田課長】

よく対象児童生徒あるいは関係児童生徒という言い方をしますが、ここはもう表記上加害、被害的な形にさせていただいておりますが、表現等もしっかり考えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【打出委員】

おはようございます。この加害児童生徒への対応の流れで、大きく五つ使われているんですが、特に1番目の出席停止、別室登校というところもあるんですが、これは学校にとってはかなりハードルが高いのかなという気がしております。もちろん被害児童生徒を守るのは大事です。これは1番の優先事項だと思っております。ただよくあるのが、いじめの行為事態は止まっているにもかかわらず、勝田課長も言われたように、心理的安全性とか、この心理的というところで、やはり被害を受けた子どもが、その加害の子がそこにいると安心していられないということで不安であると。もう行為がないにしても、ただいだけでも不安であるというところでよく保護者の方が敏感に反応されて出席停止をということをよく言われます。ただ出席停止にはもちろん条件がありますので、ただこの条件もやはり被害者の方の解釈の仕方でもうにも取られてしまっているところがあるので、ここをもう少し詳しく書いていかないと学校現場としては、かなり対応が難しくなってくるんじゃないかなという感じがしました。

【総合支援課 境副課長】

出席停止については、常にいじめの対応の場面で議論となります。教育委員会で行う出席停止は一般的に行政処分として行われ、ゆえに、そのプロセスはとても大切だと思っています。原則として口頭での行政指導をした上で、指導に従わないという場合に、出席停止の処分等をすると思うのですが、ただあまりにも重大な行為があった場合、またどう判断するかというのは、そのケースによって、変わってくると思っています。出席停止した場合は、出席停止をした子どもさんへの教育権の保証をしなければならないので、改めて、今回の議論の中で、具体的にどう対応すればいいのかというところを考える必要があると思っています。こころです。

【西委員】

対応として、別教室登校と出席停止等をして、最終的に※のところになりますけども、加害児童生徒、あと被害児童生徒の関係が修復された場合、この関係が修復されるというような基準はどういうものがあるのか。また加害と言われる保護者の方には説明があるんですけども、どうしても被害側の保護者が「納得できない、もうちょっと別教室で」とか言われた場合、その被害側の保護者の方には「これとこれとこの基準が今クリアできたから教室の方に戻します」とかいう説明はどういうふうにされるのかというところをお尋ねします。

【総合支援課 勝田課長】

ここに示してある部分のところで、やはり内省するというか、反省するというか、そういう状況を相手方にやっぱりご理解いただけるようなところが関係が修復された場合ということにもなるのかなと。こどもたち同士の関係性もそうなんですけども、やはり相手双方の保護者に説明申し上げた中で、ご納得いただけるということも含まれるのかなと思いますけれども、そうすると非常に長期化するような状況も出てくるかなという心配もありますので、そういう細かいところの部分も含めて、皆さんから意見をいただければと思います。

よく 3 カ月ぐらいはというところで目安として挙げられるのもありますけれども、期間も含めた部分で、そういう基準のご意見もいただければと思います。

【吉田委員】

表記の詳細は調整されると思いますが、これは加害児童生徒への対応ですから、学校が主語になりますね。最初の 3 まではそうなっていますが、4、5 は「加害児童生徒」が主語になっています。ここは対応する学校を主語に統一するのがよろしいでしょう。

それから、3 も「対話する」もお伝えになりたい主旨はわかりますが、ここで「対話する」という表現が適切なのだろうかと思います。

それからさらに 5 ですが、2 から 4 までは「対応が完了し」となっています。そうすると 5 はどういう位置づけになりますでしょう。もう一つ。「内省したことを文章や言葉で表現する」も理解はできますが、淡々と項目を挙げてきたところで突然出た感があります。また、具体的にはどうするのかといった声が聞こえてきそうな気がしました。

【総合支援課 勝田課長】

4 番 5 番の主語は「学校が」というところには統一性が必要かなと思います。それから 3 番の対話というところの言葉の表現ですね。それから 5 番のその部分というところの括りが少し違和感があるかもしれませんけれども、それも含めて、また検討していきたいと思います。

【末富委員】

大枠の流れはこれでいいかと思うんですけども、イギリスの仕組みと比較すると、もう少し詰めた方がいいかなと思っています。

2 番なんですけど、「内省のために時間と場所を確保し」とあるんですけども、基本的にイギリスではいじめとか暴力、差別の加害者も特別支援の対象になるので、個別の支援計画が立てられます。これは被害者でトラウマを負っている場合も同じなんですけど、障害を持つ、持たないとか、そういう狭い括りはイギリスではしていなくて、スペシャルエディケーショナルニーズはいじめの加害をする子にも必要なんだという考え方をします。なので、個別の支援計画を立てた上で、時間と場所を確保しないと多分学校の対応が五月雨式になり、おそらく教育委員会内での連携調整について、関係機関との連携調整についてもかなり面倒なことになるので、最初にケアプランがいきます。

もう一つが、教職員が対応することになっていますが、特別支援教育の対象だと捉えると、特別支援教育と日本語で言っていますが、英語だとスペシャルエディケーショナルニーズなので、その場合にここに書かれている所属校の教員で大丈夫かということは考えた方がいいです。イギリスの場合には日本の教育支援センターに相当するピューピルリファールユニットというものがあって、加害者向けのプログラムも提供しています。もちろん学校ですごく傷ついて、今行っている学校に行けなくなったみたいな、いわゆる日本の不登校に相当するような子も行きますけれども、それ以外に加害者向けのプログラムを提供する教育支援センターがあるというふうに思っておいてください。

ですから、所属校の教員がどこまで関わるかということが課題というか、ポイントかなと思います。このあたりは教育支援センターの機能の建て付けとも関連するんですけども、日本の場合非常に特殊なのが、とにかく教育支援センターはいじめの被害者で学校に行けなくなった子が行くところみたいな被害者を排除する仕組みなんです。イギリス、特にイングランドは加害者が教育支援センターのプログラムを受けて学校に戻れるかどうか、加害者の立て直しと学校へ復学するというのがポイントになるので、教育支援センターも、そういう機能を持たないと在籍校の負担と、在籍校のリソースが加害者の方に割かれるように見えてしまうので、この状況だと、被害者側にとっては「なんであちらはあんなに手厚くケアされて、私たちの親子の傷つきは放置されているの」になりかねないんじゃないかというのが、2 点目ですね。

それから、4 のところも、スクールサポーターやスクールカウンセラーとともに保護者が加害児童生徒に対して平素行っている、しつけと称する暴力や乱暴な言葉遣いなどもあるので、家族関与もだいたいセットになっているのが、イギリス、フランスのアプローチです。家族支援ということを考えると、スクールソーシャルワーカーだったり、加害児童生徒の保護者に対する、介入だけではない、ケアもいるかなと。加害児童生徒が保護者にも加害している場合もあるのでという意味でいうと、スクールソーシャルワーカーと保護者の記載も

いるかなと思います。

5 番目については、「内省したことを文章や言葉で表現する」とありますが、最終的に学校、学級内での言動に反映されないといけないのでこのアプローチで大丈夫かなと。後ほど江崎委員に補足していただきたいなと思いますけれども、認知と行動が改善されることがゴールなので、そうすると「文章や言葉」という表現でいいのでしょうか。文章で表現しても別に行動が改まらないケースはよくありますし。

そして1番最後の※ですね、「加害児童生徒と被害児童生徒の関係が修復された場合」とありますが、ここに経過観察の期間を設けないといけないゼロサムの書き方になっていきますので、例えばですが、最初週1日というか、例えば午前授業だけとかからはじめてみてどうなのかとか、そういうふうに段階を追って復学支援していくことも想定しておかないと、急に戻ってこられたら、それは被害者の親子の方も心配だし、徐々に慣らしていくということで、どうなのでしょうということですね。

ただ徐々に慣らしていく場合、学級担任の先生と学年の先生方のご負担がかなり大きくなるのと、保護者の方が複数の場所を行き来されるので、ご本人もですけど、結構大変かなとは思いますが。ただ被害者中心のアプローチであることを考えると段階論を想定しておかないと、被害者の方が一緒に学べるように、今日は大丈夫だったみたいな経験を積み重ねていくプロセスも学校に、加害者も被害者も両方、加害者はもう加害しないことがわかってきて、一緒に学級生活、学校生活を送れるみたいなところに必要ではないかということは、イギリスではそういうふうに標準的な手続きが定められているので、ということが今お話聞いて、一通りの気づきです。

【南部委員】

これまでも出てきたと思うんですけども、加害を訴えられたんだけど、「そんなことしていない」だとか、「自分の方だけがそういった教育を受けるのは納得いかない」とか、「相手方も同じような形で自分に対して嫌がらせをしてくれている」みたいな感じの、双方の応酬のような感じになった場合にどう対応するのかというところも、決めておくといいかなというふうに思いました。

【総合支援課 勝田課長】

先ほども申し上げましたけれども、やはり被害加害とはっきり明確に分かるような事案というのはこのような対応ができるんですけど、今おっしゃったような、はっきりしないといえますか、なかなか判断しづらいとかいう事案への対応というのも多いんじゃないかなと思っております。そこもやっぱり十分考えていく余地はあるかと思います。

【南部委員】

そうですね。「私は加害しました、申し訳なかった」と言っている人が多分こういった

教育にフィットするのだと思うんですけど、そういう余地がないという場合は、こういう教育がフィットしないのでというところが往々にしてあるかなと思います。

【中西委員】

実際問題として、加害児童生徒の対応というのは非常に大事だということがわかりますし、被害児童生徒を守るために、話すということも非常に重要だということはわかるんですけども、現実問題として先ほど校長先生方の声もありましたが、出席停止、あるいは別室登校というようなことをこういういじめに関するケースで現実でそういうことはこれまでにできたことがあるのかということ考えた時に、その数とか、そういうことは把握されているかどうかわかりませんが、そう考えると、あえてこれを一番に持つてくるという選択肢もないわけではないと思うんですが、2以下のことをやる、こういうこともこういうこともやる必要があるからケースによっては別室登校、出席停止もあり得るんだというような流れのほうが、仮に加害児童生徒や保護者がこれを読んだ時に1番でいきなりこれを言われてしまうとちょっともうそこで抵抗が出てしまう可能性もあるような気がするので、その辺もちょっと順番も考えて、流れを作った方がいいかなと私は思いました。

【西村委員】

加害生徒の対応に目を向けていただいたという点ではとても価値があると私は思っております。と申しますのが、いじめ対応というものが現実的に、例えば被害者を別室登校、被害者にカウンセラーをつける、そちら側の方が現実的にはあることなんじゃないかなと思っています。加害者に手がつけられない。なので、別室登校になった被害を受けたこどもは戻りたい教室に戻れないんです。教室で積極的な指導ができるかということ、やはりいろんなことに担任も気を遣われて、はっきりできなかったり、周りの子たちは何かわからないけど、あの子が別室登校になっているというふうなやむやな状況でいじめに向き合わないままの状況というものが現実には私は多いのかなと思います。

それと、1番について、様々に意見が出ておりますが、私が見たあるアンケートでは、こういうことをした方がいいかと教員に尋ねたアンケートではかなりの確率で皆さんがこうした方がいいと答えていました。「実際にしましたか」というと、今度はストンとパーセンテージが落ちていました。やはり相手に、こどもにどう伝えるか、保護者にどう伝えるか、そのハードルというか、その難しさがあるんだと思います。そこで末富先生の意見を聞いて思ったんですが、もう少し特別支援教育の枠組みを広く持ち、教員も保護者もこどもも認識をもう少し変えていくというのも一つのアプローチなのかなと思います。加害者だからというと、罰則を受けたような感じで別室登校と受け取られがちなのかなと、本人にも保護者にもですね。それって、とても不名誉なことですよ。不名誉にならないようにやはり違うと言ってしまったり反感を持ったりすることがあると思います。「よりよく社会参加するための特別なニーズの教育を短期間受けるんです」という認識になれば。もちろん教員も、今

現状教員そういう感覚はないです。そういうところまで特別支援教育だと認識を変えていけば、もう少しハードルが下がるし、特別な別室登校ではなく特別なニーズに合った指導をある期間ある時間するんだというふうに学校も説明がしやすくなるのではないかなと、お話を聞いていて思いました。

【江崎委員】

現実の学校での活動みたいなところを考えていきますと、被害を受けたお子さまについては心のケアというところでの支援というふうなことはある程度定着してきているかなというふうに思います。加害があった時にやはりそれはいけないことなんだとか、じゃあ、どうすればいいのみたいなのが、ただ「やってはいけません」というだけで、「こうしましょう」というところがなかなか伝わっていないというようなところは現実としてあるかなと思います。

「学校に訪問して対応してください」ということで、お願いをする時にお伝えしているのは、やはり1人のこどもだけに特別なプログラムを作っていくというのは先生方の業務として、果たして可能かという、非常に難しいというところもあると思いますので、そこは専門家あるいは専門機関につなげていく、そしてこどもたち全体ですね、そういういじめを許さない雰囲気とか、考え方とか、そういうのを育てていく、あるいは人との関わり方のトレーニングをしていくという意味で、ソーシャルスキルトレーニングであったり、コミュニケーショントレーニングですね。上手にお願いするとか上手に断るとか、そういうところや自分の感情をどういうふうに表現するのかという時に相手が傷つかないような言い方をするとか、そういうところのトレーニングみたいなのは、授業の中に取り込んで実施できるところがあるかどうかは学校と一緒に検討して、じゃあこんな形で例えば今年度いっぱい計画というところで、お願いすることはあります。そういうことを考えますと、何でも先生方だけがどうにか対応していくという考え方よりは、いろんな資源を使って対応していくんだというところを少し学校の中にお持ちいただけるようなお知らせの形態ができるといいのかなと思います。

先ほど末富委員からも話がありましたけど、文章や言葉で表現できないこどももたくさんいますので、そういう意味ではどんな受け止め方をしているのか、どんな行動変容があったのかみたいなのは、またここでじゃなくて次に運用していく時に少しチェックリストみたいなのは、あった方が良くないかなとは思っております。加害の児童生徒への対応を、被害を受けた生徒、それから加害をした、あるいは加害をしたかもしれないというところで、納得していないような児童生徒が、教育ですね、人との関わり方についての学びを深めていくような活動というのが学校だけじゃなくて、そういう、先ほどおっしゃったように「特別なプログラムで実施できるようにしますよ」というようなことがお伝えできるといいのかなというところと、実際に用いているものというのも今はありますので、そういうのを参考にさせていただけるといいと思います。あと保護者の方にも、やはり双方に十分に説明していく

ということが必要で、「加害をされたお子さまにはこういうふうな支援指導をして行動が変わっていくことで、被害を受けたお子さんが安心して通学ができるようにというふうに考えています」というのを保護者の方に納得していただくと、やはり感情も変化しますので、お互いのかかわりみたいなのところにもいい影響はあるんじゃないかなというふうに思います。ここの次の段階のところも見据えて、作っていただいたらいいんじゃないかなと思います。

【神内委員】

私も南部先生と同じ意見で、ケースによってはやっぱり単純に割り切れないような、対応できないようなケースというのが存在しているので、その時にそれをどういった形でマニュアル化して書くべきかどうかというのは、そもそもどうなのかな、可能なのかなという気にはなるんですけども、その点で言えばここで想定されているケースというのは、あくまで典型的な例なので一般的なケースとして扱えるケースなんですが、現場で起こる大半のケースはそうではないと思うので、どこまで作ったマニュアルが役に立つかどうかというのは、ちょっと現実的な懸念としては思っています。

【村田慎委員】

皆さんのお話を伺っていて、やっぱりいじめ重大事態だけではなくて、どうこども本人や保護者に伝えていくかという点でフロー図がしっかりあると対応しやすくなるんじゃないかなというふうに思いました。打出委員がおっしゃったように、すでに行為がもう今は止まっているのかどうか、あるいはこどもたち同士はもう解決というか、納得しているのかどうか、あるいはまだその行為が現状続いているのかどうかということも含めて、あるいはスクールカウンセラーに、この4番ですけど、面接を受ける機会を設けるかどうかというのをその保護者にお伝えする時も、「スクールカウンセラーにこどもさんの面談をさせます」という連絡を聞いただけでものすごく身構える保護者さんも結構いらっしゃるんですね。なので、伝え方というのは、先生とか連絡する人の言葉選びによってだいぶ変わってきてしまうところがあると思うので、「こういう形でフローチャートで今この辺りにいます、今こういう段階なのでこういう対応を取らせていただきたいというふうに思っているんですけど、どうですか」というふうに確認が取れやすいかなと思いました。あと、別室登校や出席停止の対象となりうるかどうかということも「フロー図に基づいて、こういうふうに考えています」というふうに確認も取りやすくなるのかなと思いますし、こども自身もわけがわからないまま複数の大人に囲まれて聞き取りを受けたとか、そういう不安とかで余計圧を受けたように感じて悪い形で保護者に伝わってしまったりすることも少しこの説明の仕方を変えられるんじゃないかなと思いますし、保護者に対しても説明しやすい。プラスその中で、「こどもたち同士は納得していますが、いかがですか」という確認も保護者に取りやすくなるんじゃないかなと思いました。フロー図が必要だなと思ったのは、いろんな先生方のお話を伺っていると先生によって、もうここまでなら担任の自分が対処して解決できると単独

で動いてしまわれて悪化してしまうというケースもあると伺っているので、やっぱり学校内で管理職や他の先生方と共有した上できちんと共通認識で動けるように、というためにもフロー図のようなものがあるといいなと思います。

【遠藤教育長】

皆さん、ありがとうございます。加害児童生徒の対応ということで、今様々なご意見をいただきましてありがとうございます。実際どんな感じなのかということですので、加害児童生徒側を別室登校にしたという場合も実際あります。その中で、どんなことが問題になるかということ、元の教室に戻せなくなるということですね。つまり被害児童生徒側から「もう戻ってくるな」と、保護者がおっしゃる。ですから、短期間とか一定期間、別室登校や出席停止にするということは実際難しく、結局いつまでということになると、もう卒業するまでなんです、基本的に被害者側が求めるのは。ですから、一旦別室登校や出席停止にするのであれば、もう被害生徒側が卒業するまではするという覚悟がないとできない。これが現実。だから学校側はなかなかできない。

例えば、先ほどあったように加害側に特別のプログラムや特別支援教育を施すとか、学校以外の場所でそれを行うということであれば、「もうその子は卒業するまで学校には戻すな」というご意見が出てくることは容易に想像できますし、加害者側も仮にお互いさまだというようなケースであれば「相手も同じ目に遭わせろ」ということをおそらくおっしゃるということで、両方とも卒業するまで学校に戻ってこれないということが起きるということは、要因に想像ができます。

例えば、ここの資料もそうですし、この議論でも、納得していただくことが重要だということはもちろんなんですけど、納得しない場合、どうするかということの方が問題で、実際納得しない場合にいじめ対応の問題になるわけですね。なので、年間 3000 件ぐらいいじめがあるとして、じゃあ 3000 人ずつ学校から排除して特別支援のプログラムを受けさせるのかといたら、それは非現実的です。果たして、どのぐらいのことを考えておけばいいのか。別室登校や出席停止をするなら、じゃあそれは被害側が卒業するまでなのか、そうでないなら被害者が納得しなくても教室に戻すとか学校に戻すという場合がありうるのか、ありうるならどういう条件やどういう基準でするのかということを決めておかないとなかなか実行できない。

いろいろ大変な重たい措置を考えれば考えるほどそれって使えなくなっちゃう、大事になっちゃうと大変なので、したくないみたいな気持ちが人間どうしてもあると思うので、いじめ対応全部そうだと思うんですけど、ちゃんと決めれば決めるほどそのプロセスに乗せることに対する心理的な抵抗というのが高くなって、先ほどから南部委員や神内委員がおっしゃっているように、全部それをルール化してしまうと逆にそれが発動しにくくなるということもあると思うので、その辺がどうするとこどもの最善の利益なのかなということを考えながら、ご意見をうかがっていく。

なので、ちゃんと決めてしまうこともいいんですけど、そうなった場合も年間にある程度のニーズはもうこの今の学校教育体系から排除されるような形で社会的な分断が進む、若い人の失業率が増えるみたいな、そこまで考えてしまうんですよ。ですから日本の学校教育って、そういうことをしないで曖昧に進学や就職のルートにみんなを乗せたまま社会に送り出すことによって、今の日本の社会の若い人の失業率の低さやなんとなくの日本社会が維持されている面もあると思うので、それをきっちりどんだんこどもの頃から分断して排除してという仕組みにしてしまうのが、果たして社会に出たときにその人たちが就職できるのか、あるいはこの社会に包摂されるのかということまで考えて今の仕組み、この学校のいじめの対策の仕組みを作っていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。この後レベル分けとかの話もある。だからどのぐらいのレベルの時にこれをするのかということと大きくかかわると思うので、そういったご意見もいただけるといいのかなと思います。

【村田晃一副会長】

もっと早く発言すればよかったんですが、質問です。4番の「加害児童生徒は自分の考えや気持ちを整理するためにスクールサポーターやスクールカウンセラー等の面接を受ける」。「等」というのは、一定の専門職を考えているのかなと思ったんですが、「等」にはどんな方々を想定されているのでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

そこに明記してある警察、スクールサポーター、それからスクールカウンセラーとかという部分では、先ほどおっしゃったスクールソーシャルワーカーであったり、場合によっては医療的機関であったりとかの想定をしているところではありました。

【村田晃一副会長】

ありがとうございます。まさに、末富委員もおっしゃったスクールソーシャルワーカーの機能が重要かなと思っていました。それから今おっしゃった医療機関ですね、ドクターの面談、それから本年6月スタートした熊本市のスクールロイヤー。スクールロイヤーが児童生徒と面談するということは想定されているのでしょうか。

【総合支援課 勝田課長】

事案によっては、やはり必要かなと考えております。いわゆる学校職員ではない方々というところで、「等」というのをつけています。

【村田晃一副会長】

ありがとうございます。一定の年齢以上の子になるかと思いますが、スクールロイヤーが法的な責任のこととか法的な流れのこととかの説明をすることが有用なケースがあるの

ではないかと思いました。今教育長の話もありましたが、この4番の対応が結構重要なんだろうと私は思っていて、この4番が済んだら教室復帰と終わらせるのではなくて、卒業まで分離のままではなくて、ある程度の段階で戻すとしたら、戻した後、この4番の人たちの面談が有効になっていくんだろうと思うんですね。継続的に見ていくというか、改善を図っていくというところで、ここは学校外の専門職の皆さんの協力が大事だなと思って聞いていました。

【須佐美教育審議員】

活発な発言ありがとうございました。時間となりましたので、意見交換についてはここまでにしたいと思います。なお、この場で言い尽くせなかったご意見につきましては、後日メールにて事務局までお知らせください。

それでは熊本市いじめ防止等基本方針の骨子案についての審議に移りますので、進行を村田晃一副会長よろしく願いいたします。

4 基本方針の方向性の検討

【村田晃一副会長】

それでは審議に入ります。本日は先ほど説明にもありましたように、これまでの4回の審議を経て事務局で作成いただきました、熊本市いじめ防止等基本方針骨子案について、その構成や項目、内容等について審議をしていただくというものになります。審議時間は休憩を除いて約2時間を予定しております。この時間内にできるだけ多くの積極的なご意見、忌憚のないご意見をいただければと思っております。それではまず事務局から熊本市いじめ防止等基本方針骨子案について説明をお願いします。

【総合支援課 勝田課長】

本日は資料スライドは5番、6番、7番、8番の4つのスライドの部分になります。併せて右上に協議資料1と示しております資料の方をご覧ください。

それではこれからの基本方針の方向性を検討してまいりたいと思いますが、ご審議いただきたい点はスライドの方にも3つお示ししております。まず1つ目、基本方針全体の構成はこれからご説明申し上げます4つの柱の内容で良いのかというところになります。2点目はレベルについて、またお示しますが、各レベルの表現等を含めて区分は適当であるかというところ。それから3点目になりますが、いじめの対応レベルについては学校が判断するということになるんですけれども、判断の根拠となる基準をどのようにすべきかという、この3点につきまして、いろいろ意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは熊本市いじめ防止等基本方針の改定に向けた骨子案についてご説明いたします。

これにつきましては、「はじめに」から始まり「基本的な考え方」、「平時の備え」、「いじめへの対応」、「重大事態への対応」の4つの柱にて内容の整理を行い構成しております。「はじめに」では、近年いじめの対応は多様化しており、児童生徒の価値観、人間関係の変化も相まって、従来のいじめ防止対策推進法における定義や枠組みのみでは十分な対応が難しくなってきております。こうした状況を踏まえ、本市ではこの基本方針の見直しを行うという必要があると判断しておりますが、このいじめへの対応をめぐる未だ未然防止や早期発見、発生後の対応、保護者との合意形成、さらには重大事態への対応の様々な場面で、課題が生じております。例えば対人関係の摩擦はこどもの成長の機会にもなるんですけれども、法に基づきいじめに認知され、成長の機会が奪われるというような場合もあります。また学校は被害の保護者の方へと、加害の方への教育というようなところの両立をさせたいところなんですけれども、それぞれの保護者の方が、やはりその両立に納得をお示しいただけず、学校はその対応に追われ、教育活動を継続させていくということが非常に困難になる場合もございます。

そこでまず柱の1つ目としましていじめ防止等のための基本的な考え方になります。基本理念として、こどもは対人関係の中での摩擦や葛藤を経験しながら社会性を身につけ成長していく一方で、こどもの心身の安全を脅かすいじめは決して許されるものではないということを明確に示します。その上で、学校はこどもをいじめから守るだけでなく成長も促し、そういったこどもの最善の利益につなげていくんだという役割を担うことも示していきたいと思います。

いじめの定義につきましては、法律上の定義を基本としながらも実際の対応や性質に応じて類型化を図り、より適切な対応へ繋げる考え方を整理していきたいと思っておりますが、いじめの対応方針として事案の状況に応じて三つの対応レベルを設定しております。比較的軽微な事案については担任や学年職員を中心としたいいわゆる学年組織で対応していくレベル、専門職を含めて学校全体で対応するような学校組織での対応レベル、そして警察や児童相談所などの関係機関と連携する学校外組織対応の連携レベルというものです。前回、色味につきましてもいろいろご意見をいただきましたので、今回はイエローレベル、オレンジレベル、レッドレベルという形で示しているんですけれども、イエローレベルにつきましては、学年組織で対応する段階であり、例えば友達同士の言い合いの中で、心ない言葉を発してしまった場合やグループ内の誤解から一時的な仲間はずれが起こったというような場合に双方の立場は比較的对等であり、継続的な支配関係が認められない事案が想定されます。この段階では担任や学年の職員が中心となり、事実確認や指導を行いながら関係修復や再発防止を図っていきます。単に問題行動として処理するのではなくこどもたちに望ましい人間関係の築き方を学ばせる機会として捉えることも重要になるかと思えます。

次にオレンジレベルですが、これは学校組織で対応する段階で、例えば特定の児童生徒に対して繰り返し悪口が向けられている場合や学級内で立場の弱いこどもが継続的に排除されている場合など、児童生徒間に明らかな力関係の差であったり、支配関係が認められたり

するようなケースが該当します。この段階では担任だけで対応するのではなく、学校いじめ防止等対策委員会を中心に管理職や、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職も加わりながら組織的な支援体制を構築してまいります。被害児童生徒の安全確保と、心のケアもちろん優先しながら加害児童生徒への指導支援も適切に行うこととなります。

それからレッドレベルの部分は学校外の関係機関と連携して対応する段階で、例えば暴力行為によって身体的な被害が生じた場合、SNS 上で執拗な誹謗中傷が行われている場合、金品の要求や恐喝行為などがある場合など、いわゆる触法行為、重大な人権侵害が疑われる事案が想定されます。この段階では学校のみで抱え込むのではなく、警察や児童相談所などと連携しながら対応を進めることとなります。また重大事態に該当すると判断される場合には法や国の指針に基づく調査報告等も行っていくこととなります。

柱の2つ目となります。こちらは平時の備えについてです。ここではいじめが発生してから対応するだけではなく日頃からの予防であったり、体制整備を重視しているところとなりますが、教育委員会、学校、家庭、地域、それぞれの役割を整理し、関係機関との連携であったり、研修体制の充実、学校内の組織体制の強化など、いじめを未然に防ぐための基盤作りを位置づけているところとなります。教育委員会においては研修体制の充実であったり、関係機関との連携の強化であったり、学校においては支持的風土の醸成であったり、校内組織の充実、さらには家庭や地域においては家庭教育の充実やこどもが相談しやすい環境づくり、あるいは地域ぐるみの見守りであったりなど、それぞれの立場に応じた役割を整理していきたいと考えております。

柱の3つ目となります。いじめへの対応についてです。ここではいじめを発見した際の具体的な流れを示していきたいと思っております。発見から事実確認、対応レベルの判断、解決、再発防止までの一連の流れを整理し、児童生徒だけでなく保護者あるいは報道機関への対応についても一定の考えを示していきたいと思っております。教職員による発見だけではなく児童生徒本人やその周囲にいる友人、保護者、地域、関係機関などからの情報を含めて早期発見につなげることで、そして速やかな事実確認を行い適切な対応レベルを判断することをここでは整理していくこととなりますが、被害児童生徒や保護者への説明あるいは解決に向けた支援、さらには再発防止策までの一連の流れと位置づけたいというふうに考えております。

最後になりますが、4つ目の柱です。重大事態への対応となります。ここでは生命や心身に重大な被害が生じた場合や長期間の欠席につながる場合など、重大事態に該当するケースへの対応をまとめていきたいと思っております。重大事態発生時の報告・調査体制の整備、調査結果の報告に加えて、必要に応じて市長による再調査や措置についても整理し公平性と透明性の確保を図っていきたいと考えます。重大事態が発生した場合には教育委員会または学校による調査の実施報告の手順、さらには市長による再調査の仕組みも含めて対応の流れを明確に示していきたいと思っております。以上が、本改定骨子案の部分ですけれども、委員の皆さま方から学校現場で実効性のある対応が可能となるようご意見をいろいろいた

だければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【村田晃一副会長】

今ご説明いただいた通りで、事務局から今回出された審議のポイントは現在の 6 章立ての構成から内容を整理しまして 4 章立てで行こうと。これでいいかどうかという点。それから前回の意見交換でも、たくさん意見をお出しいただきましたが、いじめのレベル分けの点、各レベルの表現等を含めて今回色をちょっと変えて来られました。こういうことについての区分けは適当かどうかという点。それからいじめの対応レベルは学校が判断するということになっています。色分けがどこに当てはまるかは学校が判断すると。それでいいかどうか。また学校が判断するとした場合の基準をどうするとよいか、という 3 点。この 4 章立てで行くか、それからレベル分けはこれでいいか、それを学校が判断するという場合、それでいいか、基準はどうするか。この 3 点についてのご議論をいただこうと思います。それぞれのポイントについて時間を区切りながら審議をいただこうと思います。まず初めに 1 つ目のポイント、全体の構成を 4 章立てにすると。これでいいかについてのご意見をいただきたいと思います。

【末富委員】

4 章立てになった理由を教えてください。今の現在のものを見ておりますけれども、何を統合したのかというのがわかるとより良いのかなと思います。

【総合支援課 勝田課長】

現行の 6 章立てにつきましては、国のいじめ防止等基本方針の流れをそのまま骨組みとしては組んでいるような状況がありました。今回 4 章立てにしましたのは、やはり委員の皆さま方からいろいろ意見をいただいてきた中で、やはり基本的な考え方から平時の備え、それから実際にいじめの対応の部分、それから重大事態の部分の対応という、この四つの部分が、まずは中心になれば十分対応可能ではないかなと。学校で実際に実効性のあるものとして使っていく場合にはこの 4 点に絞ることで運用できないかなというところがありましたので、この 4 点に絞って今回骨子案として、お示しをさせていただいた次第でございます。

【末富委員】

ありがとうございます。そうすると、第 2 章がいじめの発生前で、第 3 章がいじめの発生というか、把握発見時ですね。第 4 章が、その中でも重大事態に対応するということですね。多分そういうふうにタイムラインということがわかるといいかなと。なぜかという、平時の備えのところ、家庭、地域って漠然と書いてあるんですが、どちらかというと、大事なステークホルダーは児童生徒と保護者なので、この方針を分かっていたかなくともいいかなと思います。今のいじめの対策がまるっきりうまくいっていないのは保護者も子どもも、

法令も熊本市のルールも全く知らないままです。その意味でいうと、保護者やこどもにまずルールや知識を共有していただかないといけないので、その前提でもちろん住民の方もそうですけど、書いた方がいいです。それから生徒指導の担当の主任さんもいらっしゃるはずですが、皆さんもお忙しいのでやっぱりわかりやすくまとめた方がいいと思います。個別各論でいうと、第2章のところの3は家庭、地域じゃなくて児童生徒、保護者であるはずですし、まずルールを共有して、それを運用していくということが必要なと思います。

時間も限られているのでざっと申し上げると、先ほどのいじめを判断するのが学校ということがありました。その判断基準は教育委員会が作っておかないと学校ごとに運用がバラバラになりますから、ちゃんと元になるいじめの判断基準は、さきほど説明されたイエロー、オレンジ、レッドのところはちゃんと教育委員会がひな形を作ると明記して、それをもとに学校で判断する。合わせて熊本市の場合にはその基準は各学校の校則見直し等の委員会の議事の対象にもできるはずなんです。そういう意味では、そのひな形をもとにそれ以上の内容を各学校でオンをすることはありだと。なぜかという、それぞれの学校によって、こどもたち、先生たちが抱えている課題は違うので。例えばいじめは起こさないんだというためにはルールを作って自分たちで運用しなくてはならないですね。そういう意味ではもう熊本市はそのルールを自分たちで作って運用するサイクルが回っているはずですから、そこにちゃんとオンできるんだよということも書いておかないといけないです。

合わせまして、先ほど遠藤教育長がおっしゃった、ルールを細かくして、誰も運用できないとか、あるいは加害者が社会から排除されるようないじめ防止の指針になったらどうするんだということをおっしゃいましたけれども、確か前回も同様のご発言をなさっていたと思います。私もおっしゃったことを受け止めきれていないなとは思いつながら前回の議事録を確認しておりますが、やはり「今いじめ防対法で要求されていることを本当に全部やらなきゃいけないんですか、いちいち重大事態にしていちいち全部調査かけてみんなが疲弊するだけの状態でどうするんですか」とおっしゃっていました。そういう意味でいうと、スライドの4に戻るんですが、必要と判断した場合に加害児童を教室から離すと書いてありますが、その前にちゃんと学校教育法に定める訓告という仕組みがありますよね。訓告に至った場合にこの1以降に移行するというふうに訓告に至るレベルを考えた方がいいです。イギリスの場合にも先ほど申し上げた日本の教育支援センターに相当する、ピューピルリファールユニットとありますが、そこに移行するためには問題行動の累積がないと校長先生はそこに行かせる権限がないんですね。

その意味でいうと、ちゃんと累積する基準は明記しておかなきゃいけない。それが教育委員会が示す基準であると。今ワールドカップサッカーが開催されていますけども、サッカーのルールと一緒にイエローカードが累積すると出場停止になったりするじゃないですか。レッドカードは1発でレッドカードですけども、イエローカードやレッドカードの基準は教育委員会が外形的に決めておく必要があります。そうすると保護者にもこどもにも説明しやすいわけです。「イエローカード2枚目なので次に事案を起こしたら別室登校になりま

す」と学校が説明することによって、早くに抑止するということがイギリスでも注力されています。

私がピューピルリファーマルユニットについて話したのは、スライドの 4 枚目に書かれている 1 以降の流れの話であって、イギリスも欧州のどこの国も原則同じです。早期発見して早期介入してなるべくレッドカードを出さないようにしたい。それはどの国も一緒なんですよね。なので、日本も平素から学校でいじめ事案を深刻化させない取組をされていらっしゃるけれども、どうしても別室にせざるを得ない、あるいは医療や司法連携せざるを得ないという基準を明確にしておくことで、特に両方が「あっちが悪いんだ」と言った時にちゃんとイエローカードを今回出すべきなのはどっちかというのを見ていくと。「先にイエローカードが 3 枚以上になった方から、別室登校にならざるを得ないんだよ」と、ルールを明確にしておいて、保護者や子ども自身にちゃんと抑止力を働かせるようにしておいた方が結果として、レッドカードの提示率は少なくなるのではあるまいかと。

イエロー、オレンジ、レッドとありますけど、いい区分けかなと思うので、「まだイエローレベルまで行かないですけど」とか、「まだオレンジレベルまで行かないですけど、イエローカード 2 枚目です」みたいに、学校の方から保護者、子どもに伝えていくことで、「あ、まずいな」と。「次にイエローカードを出させないために、カウンセリング 1 回受けてみませんか」というふうに基準がないと多分誰も何も言えないので、基準は作っておいた方がいいと。その前段階を第 3 章にちゃんと明記をしておいていただく必要があるというふうに思います。

訓告のことを申し上げたのは、学校教育法上、校長は訓告出せますから、訓告が出たことに対して、別室登校であったり、出席停止等がやむを得ない手段として導入されるというふうにきちんとこの国の法令を使いこなした方がいいと思います。ということをまず申し上げたかったということですね。

【吉田委員】

前回は申し上げましたが、私は基本方針については市のいじめ防止等対策委員として関わってきました。総合支援課に打出委員がいらっしゃったとき、基本方針の文言等について修正等の意見をお出ししました。いただいた原本のワードが校閲の赤字でいっぱいになるほどでした。ただし、私としましては、個人的な意見ですから、採用の可否はご判断くださいとお伝えしました。そのとき指摘したのは、「法制化から 10 年以上も経過しているのに、未だにそうしたことで書かなければいけないのか」といったものが多かったことです。また、すでに文部科学省のガイドラインに挙げられているものと重複している部分が多かったことです。そうしたことで、独自に作成する意味がないだけでなく、誰も読まないのではないかと申し上げたわけです。そういうこともあって、これから検討を進められて、章立てなどに修正が加えられると思いますが、ここでご提示の案は国のものとは違ってたとえば 4 章立てにしたというところなど、新たに創りあげるという意思を感じました。

【村田晃一副会長】

委員の皆さん、一応基本的な枠組みとして、この4章立てで整理するといいいのではないかという方向性についてはよろしいでしょうか。あとは中身をどう詰めていくかに移っていきましょうか。

2つ目として、末富先生からも少しご意見をいただいたところですけど、このいじめのレベル分けの問題ですね。これが、今回イエロー、オレンジ、レッドという三区分で提示をいただきました。名前の付け方とか、色の付け方も含めて、こういう分け方でいいかについてご意見を。

【打出委員】

今末富委員が言われたように、確かにイエローがいくつかあってこうなっていくというのは、「あ、そうだな」と思ったんですが、そもそもあえて色分けする必要があるのかなという、色があって何かわかるのかなという感じがしました。あまり色にこだわる必要もないのかなと。要するにこのレベル、私はレベルというよりステージなのかなと思ったんですね。基本的にはレベルというと、どうしても区分けされるイメージがあったので、確かにいじめにはステージがいろいろあるような気がしてですね。まあ初動の段階でも簡単どころがあって、だんだんそれが重症化していくというところもあるので、前回の時にもっと言えばよかったんですが、色にここに（ ）して入れる必要もあるかというところと、このレベルをステージに変えてもいいような気がするのと、もう一つは、前回のこのいじめ対応の方針で学年組織、学校組織、学校外組織という形だったんですが、前回は強制的に介入するレベル、関係修復が必要なレベルと教育的配慮で見守るレベルだったんですが、これに変わった瞬間にちょっと私がまた気になったのが学年組織というか、いじめは基本的に学校全体でいつも対応しているんですよね。だからもちろんこの学年が中心となって学校全体を見ているよというならわかるんですが、この2番目に学校組織が来るとそれまでは学年だけでやっているんだとか、管理職が入っていないんだと取られかねないかなというところを感じました。

【西委員】

関連でございます。色分けでも、ステージでも、どちらでもいいかなというのはあります。大切なのは、未然防止から早期対応、低学年のこどもたちのなんとかと言われましたとか消しゴム隠されましたとかいうような段階からきちんと対応していくことかなと思います。その対応を間違っていたらいつの間にか最悪、ここで言ったらレッドレベルになりかねないというところで、まず学年組織が対応するレベルで、学校規模によっては若い3年未満の先生1クラスのところとかもあると思います。そういう先生だけに任せるような管理職はいないと思いますけれども、こういうレベルを何らかの段階で保護者に、今学校は、こういう方

針で対応していますという時に、やはり「学校長は知らないのか」とか「教育委員会は知らないのか」とかいうようなことを多々保護者様言われることがあるので、学年組織で対応し、管理職に報告するレベルとか、きちんと最後は校長に報告するんだというようなシステムを保護者にもきちんとお示しすれば、校長は知っているんだとか、そこでちょっと保護者様の方はイエローレベルの段階でも安心されるんじゃないかなとは思っております。

【西村委員】

3段階になっていると、呼び方はなんであれ、分けてみたということはいいことなのかなと思います。わかりやすく、漠然と思っていたものがこれはこの段階だなと分かるということとはとてもいいかなと思います。ただこの制度が本当に実行されるのか、これがとてもハードルの高いものならば、現場は1の段階から2にも行かない。なので、そこら辺をハードルを高くしないための努力というのか、委員会とかの努力がいるし、「大丈夫ですよ」というような現場を安心させていただけるような関わりが欲しいかなと思います。それから、この段階以前のところなんです、基本理念のところなんです。この三つ掲げてありますけれども、これは1、2、3、上から順番に順位制があるんでしょうか。3点挙げてありますけれども、これは1番上に書いてあるのがまず1番だ、2番目がその次にというような順位性があるのかなと思って少しお聞きしたく思いました。

【総合支援課 勝田課長】

基本理念のところに3点挙げさせていただいています項目についての順位性はありません。

【西村委員】

わかりました。どうしても1番最初に書いてあるのが1番なのかなと受け取ってしまうかなと思います。いじめ防止等基本方針ですので、まずこどもの命や尊厳を守るというようなことが最初に欲しいかなと思います。現状、学校や委員会が困っているのが、そこまでの事例の多さ、それに対応する時間と労力にとっても困っていらっしゃるんじゃないかなと思います。受け取りようによってはこの文が1番最初にきますと、だから「段階を分けてそうでもないのは切りますよ」というように保護者側が受け取ることもあるのかなと。大事な案件をしっかりと見てその子の命を守っていくためにある程度精選したいというような、そういう方向、そういう理由が少し見えないと、「たくさん数があるので、もうこうやってさばいていきますよ」というように誤解される恐れも私はあるんじゃないのかなと思います。第1のところを見ておりました。あくまで守るんだというようなのが伝わった上でないと、なかなか理解は得られないと思います。また、基本方針の方も本人が思えばいじめなんていう文になってしまっているのです、あまりに対象が広がって人も時間もたくさんいるような法律を作っておきながら、それに対応する側の人、お金、時間、場所、そうい

うものが何も法律には書いていなくて、場合によっては、自治体によってはもう「こんなのいじめじゃありませんよ」と言った方が手っ取り早いんですね。もう扱わない方がいい。熊本市がこういうふうに丁寧に扱っていくということ自体も、本当は真摯な気持ちの表れと受け取ってもらいたいですよね。受け取ってもらいたいのので、もう少し説明だったり、「見捨てるんじゃないよ」というようなことが伝わるような文章が私は必要じゃないのかなと思っております。

【村田慎委員】

今に関連して、ちょっとお尋ねなんですけれども、今のこの基本理念に、ここでは箇条書きで書いてありますけど、「あくまでこうしたことを踏まえた上で、基本理念のメッセージというか、文章を構成します」という説明で私受け取ったんですけれども、「あくまでこの順番で箇条書きで行きます」というわけじゃないですよね。

【総合支援課 勝田課長】

はい。そうでございます。

【末富委員】

スライドの 6 番にある学校いじめ防止等対策委員会についてはこれは現在も設置されており、運用されているという理解であっていますか。ありがとうございます。

ついでに、「いじめ重大事態の対応について」がおそらく今も自治体や学校を悩ませて、多大なリソースを投入しつつ、被害者の権利救済にもなっていないし、加害者への再発防止に割くはずのリソースもそこに使われています。何をやらなくていいのかというのが確か遠藤教育長の前回の問題提起だったと思いますので、重大事態の調査自体をある程度アセスメントして、この場合には重大事態調査をするというふうに自治体で判断ができる仕組みを持つことが大事かなと思います。例えばですけれども、不登校になった場合はいじめ重大事態になりますが、いくつかお示しいただいたケースの中でも、保護者の言い分がこどもの言い分を飲み込んでしまっ、保護者自身の権利利益の争いの中に学校も教育委員会も巻き込まれているということがあるのかなと思いますので、こどもの権利と最善の利益の視点からの判断基準を設けていって、重大事態の調査をせざるを得ないという明確な基準を作った方がいい。

今の言葉でいうと、イエロー、オレンジ、レッドと関連させてだと思いますが、何か段階があった方がよいのかなというふうには思います。いじめ重大事態の基準と運用が年々適応範囲が広くなり、かつ文科省のマニュアルも度重なる改定をされているけれども、それが本当に特に被害者のこどもの権利の救済になっているのかというと、全く、それとは違う目的になっており、私も何がしたいのかなと思うことがあるんですよね。

結局、裁判の証拠にもならないし、それで被害者のご家族も含めて全く救われないプロセ

スにならざるを得ない場合もあるので、例えばですけど、調査をすることを通じてこどもの尊厳や権利が回復できるのかという問いから立てたいぐらいなんですけど、今の法令の体系の中で、やっぱり重大事態調査をせざるを得ない場合をアセスメントして、そうでない場合をちゃんと切り分けられるようにしたほうがいいです。

調査よりは権利救済だったり被害者の立ち直りだったり、修復をサポートする方にリソースを使うんだというところまで方針として出せるといいというか、現在のいじめ防対法の不備というものに対して、自治体として、見解が示せて運用ができるのではないかなというふうにも思いました。

【吉田委員】

イエロー、オレンジ、レッドの件ですが、この方針は教師だけでなく、保護者、そして子どもたちですら読むことを想定しておくことが大事だと思います。そう考えると、サッカーのペナルティに似たようなラベル付けもわかりやすいと思います。ただ、概要版ではなく本体の中にこうした色ラベルの表現を入れるか否かについては議論があるかと思います。

また、こうしたステージについては実務的に学校が判断することになると思いますが、その基準を客観的に設定するのはむずかしいところがあります。そうしたことから、最終的には学校が教育委員会との情報交換を通して判断するのがいいと思います。

いつも申し上げていますが、学校に丸投げではなく、学校がこれは教育委員会と検討した上での判断だと言えるようにしていただきたいと思います。

なお、南部委員のコメントを拝見しますとステージ分けそのものについても疑問をお持ちのようですから、これから議論されるものと考えています。

【村田晃一副会長】

確かに、色分けするというのは被害児童側、加害児童側、その保護者側に向けて示した時に説明をしやすいですね。受け入れもされやすいのかなと思います。他方でこの色をめぐる紛争、「うちの子はこんなひどい目にあっているのになんでイエローなの」となってしまうようなややこしくなるなど。だからその区分けの基準と判断の仕方が大事になってくるのかなと思いました。

【中西委員】

今末富委員がおっしゃった、いじめ重大事態への対応のところで、アセスメントをしてというご発言があったと思うんですけど、これはいじめ重大事態と判断する前の予備調査的なものをイメージされているのでしょうか。その場合に神内委員の後からご発言のペーパーで法的にクリアできるとお考えなのか、そのあたりも聞きたいなと思います。

【神内委員】

まさにそこですが、私も末富先生と同じ意見なんですけども、重大事態はやっぱり、いろんな関係者にとって負担が大きいので、少なくとも今年間1300件以上出ていますけれども、重大事態はあくまでも例外状態として法律は制度設計していると思うので、そういった年間1000件以上という事態というのは、もともとは想定されていない制度設計のはずなんです。その想定されない状況の一因となっている文科省のガイドラインは、保護者からの申し立てがあれば、重大事態として扱うと書いてあるんですけども、あれは多分解釈の一つに過ぎなくて、本来法律は被害の状況や程度についてのアセスメントに関して自治体ごとに独自の基準を設けることを容認しているはずですし、法律がそれを禁止しているようには全く読めないで、熊本市でも独自の重大事態調査のガイドラインを策定するのは可能じゃないかなと。

ただ、先ほどからサッカーのたとえで、イエローカード、レッドカードの話が出ていますけど、今私が話した独自の基準というのは、ある意味で重大事態を判定するVARですね。サッカーだったらビデオで判定できますけれども、それを判定するのをどうするかという話になると思います。だから、VARのように客観的に、「これはもう重大事態の調査はしません」と言えるような、判断基準と判断組織と、それが自治体ごとに設けられればいいと思うんですけども、一つの方法としては、条例設置のいじめ重大事態を調査する組織があると思うんですけど、条例設置の組織を作っておいて、そこがまず予備調査をした上で、これは重大事態調査に移行する、しないというのを判断する。一応の中立性はあると思うので、そういった形で、あるいはほかの機関でもいいと思うんですけども、そういったふうな形で運用していくのは一つの施策かなというふうには思いました。

【末富委員】

後ほど、吉田委員と江崎委員、教育委員会から補足していただければいいかなと思ったんですけど、先ほど江崎委員からこちらの熊本市の今のいじめのガイドラインに基づいて、いじめ重大事態発生時の対処というのが書かれていて、第三者委員会まで行く場合と、教育委員会等で、学校の調査をオーソライズしていく方式等の2通りがありますということで、その判断基準をよりクリアにすることが大事なのかなと思いましたので、それを休み時間の後にするということで、よろしいでしょうか。

【村田晃一副会長】

ありがとうございました。それではだいぶ時間もたちましたので、ここで10分間でいいですかね。20分まで休憩にしたいと思います。よろしくお願いします。

～休憩～

【村田晃一副会長】

次に議論をいただこうと思った 3 つ目が、いじめの対応レベルですね。一応今 3 つに区分するというので、提案いただいているところです。これは学校が判断するということが前提になっているんですけども、そういうことでいいかと。その場合の判断の根拠となる基準をどうするとよいか、これについて御議論いただこうと思います。ご意見いかがでしょうか。末富委員お願いします。

【末富委員】

こちらの方は、校長先生方のご意見も伺いたいんですが、今のレベル分けだと児童生徒の関係だけになっており、先ほどの教育委員会からの口頭でのご説明ですと具体的に仲間外れだったり、グループの中で無視されているとかあるので、このあたりはやっぱり具体の例は示した方がいいんじゃないでしょうか。学校の対応じゃなくてこどもがこういうことをしている状態であるということを明記した方がいいんじゃないかと思うんです。そのあたりのお考えはいかがなんでしょうか。

【村田晃一副会長】

これ事務局からいかがですか。お願いします。

【総合支援課 勝田課長】

先ほど申した部分として、例えばイエローレベルであれば友達同士の言い合いの中で、心ない言葉を発してしまった場合とか、グループ内の誤解から一時的な仲間外れが起こった場合など、双方の立場が比較的对等であったり継続的な支配関係が認められないような事案であったりという想定をしたところです。それからオレンジレベルの部分になりますと、やはり特定の児童生徒に対して繰り返しという継続的な排除であったりとか、あるいは児童生徒間での力関係の差であったり、支配関係とかが認められるような部分を想定しております。レッドレベルにつきましては、もう 1 番最上位といったところになりますので、末富委員がおっしゃるみたいに具体というか、ある程度チェックできるような基準を挙げておかないと学校はなかなか判断のしづらさがあるのかなというところで、ご意見いただければという審議のポイントに挙げさせていただいた次第です。

【西委員】

まずはこのイエローレベルをどうやって発見するかというところで、学校としては、毎月のきずなアンケート等でのこどもたちの発信があると思います。その中で、軽微な、「誰々君から何とかで嫌なことを言われました」とか「消しゴムを隠されました」とかいうことに対して担任が「これはもう悪いことだからもうダメよ」、「はい。わかりました」、またしばらくして同じようなことがあって、担任の方から、「これはダメだよ」ということで、注意しました、「はい。わかりました」、これを延々と繰り返すことで、いつまでもこのイエロー

レベルでいいのかと言ったらそうじゃないと思いますので、ある程度、3回指導しても同じような繰り返しが起こるのであれば、それはもう次のオレンジレベルで学校組織として対応していくとか、そういう、ある程度学校としての基準は明確にして最終的には校長がそこをきちんと判断して、これはもう学校組織でいじめ防止等対策委員会できちんと対応していくとか、そこは校長が判断をしっかりと明確にするところは必要かなと思います。

【村田晃一副会長】

ここで今求められているのは、イエローレベルの基準の具体例はこんなものではないかというのを我々から挙げてくれということなんでしょうか。事務局からお願いします。

【総合支援課 勝田課長】

そういう判断の根拠となるような基準をどうすべきかというところも含めてご意見いただければなと思います。実際にこどもたちの意見とかというのもやっぱり必要になってくるのかなと思いますし、委員の皆さま方として、例えば先ほどあったチェックリストとか、そういうどこの学校でもスタンダードで運用できるようなものを作るべきであるとか、そのようなものも含めて、いろいろご意見をいただければなというところでございます。

【中西委員】

これは具体例をここで挙げるのがどれだけできるかという、時間も限られますし、やっぱり実際に挙げてもらったもので判断を一定程度こちらでするのがいいのかなと思いつつ、先ほどこれも末富委員だったでしょうか、累積、イエローカードが2枚ならというようなお話も先ほどからありますけど、チェックリストをたくさん作っておいて、項目をたくさん作っておいて、これにも該当する、これにも該当するというような、そういう判断ができるようにしたほうがいいのではないかと思います。

あと先ほど事務局からの説明で、継続的とか、そういうご発言もありましたけど、その点は以前のいじめの定義を思い浮かべるんですね。法律ができる前の継続的とか、条件がいくつかありましたね。そういうようなものを想定するんですけど、そういう想定でいいのか、そこが問題だから法律までできてしまったということがあるので、やはり具体的にチェックするというのが大事なのかなと思いました。

【村田晃一副会長】

基準をここでいっぱい挙げてくれというのは、なかなか進みづらくないですか。皆さんが消しゴムを隠す、靴を隠す、教科書に落書きをする、そういうことをいっぱいここで出してもらおうというのもどうかなと思うので、それは意見を聞きたいということであれば、事務局の方で、例えばこんなリストを作ってみました。これはイエロー、これはオレンジぐらいで整理したんですけど、どうでしょうかですね。そういう方が検討がしやすいかなと思うん

ですけどね。

【総合支援課 勝田課長】

ここでいろんな意見を、事案を出すということは、おっしゃる通りですので、いろんなお立場でいろんなお考えがやっぱりあられると思いますので、そういったご意見をいただければと思いますので、事例とか事案に拘るというのは全くございません。

【吉田委員】

事務局と学校の負担が増えることを承知の上で申し上げれば、帰納と演繹の試行錯誤が必要だと思います。現実の状況を積み重ねて、さまざまなケースに共通するレベルを探求していく。「ここを超えるとレベルがもう一段上がるよね」といった議論を続けていく。そうしたことを通して保護者、こどもたち、あるいは世の中の人たちが「なるほど」と納得できるような判断をするわけです。もちろんデータが少ないうちは演繹的に「こういうのは入れよう」といったことになるでしょう。ただ、現実には具体的な事例が蓄積されていると思います。そこで、ここまでは大きな問題にならずに解決したといったものを蓄積していただくといいですね。当事者たちには納得できないケースで出てくるとと思いますが、熊本市のデータベースでは重大事態にまでは至りませんでしたといった説明ができるようになるといいですね。そうすると、たとえば消しゴムを取った場合なども含まれてくるかもしれません。ただ、消しゴムを取る行為についても、された側がどういう認識をするかで、その重大さ、深刻さも違ってきますから、そこが一義的なレベル付の難しいところです。これは永遠の課題だと思います。

【江崎委員】

前回の第4回の時の資料に書いてあるレッドゾーンとかイエローゾーンとか、書いてあったスライドの方には少し具体的にこういうことが起きた時にそのレベルにするみたいなのところがありましたので、今日の説明していただいた分や、前回の分とかも含めて、スライドといたしますか、資料をまた完成させていただけたらいいのかなというふうにも思います。それから1番最初にいただいた、ちょうど昨年出来上がったものですかね。いじめ長期欠席対策ハンドブックとかにもなんか少し具体的な例とかもあったので、そういうのも含めてまとめていただけると、それをこちらでOKか、もっと違うものにしたらいいのかとか、そういう検討はできるんじゃないかなというふうには思いました。ちょっと仕事増やすかもしれませんけど、よろしくお願いします。

それで、このランクとか、あと継続的にというのが何回ぐらいとかというのもありますけど、現場としては、やっぱり非常にその子がストレスフルになっている時に、あっちでもこっちでもそっちでもいろんなことが起きていくということがあったりする場合、落ち着いている時はそんなことはないけどとか、現場レベルで考えると非常に集中して、そういう

対人関係とかでうまくいかないこともあると思いますので、その期間とか回数とかをどうするかみたいなところも少し検討した方が良いのかなというところは思いました。あと心理学的に言うと、自傷ですね、自分を傷つけることも他の人にいじめとして対応するところも、やっぱり自分をいじめているという意味では非常に問題ではあると思いますので、そういう、ここでは少し入るのか、入らないのかわかりませんが、自分に対して、あるいは他者に対して、そういういろんな行動というものがあるときに、どんなふうに関わっていくのかということでも、少し検討が必要かなというふうには思いました。

【西村委員】

学校が判断するということですが、すべて学校が判断となると校長先生の負担というのは、かなり大きくないでしょうか。今お話が出ているだけでも、レベルについて様々な段階でそれぞれの思っている段階がそれぞれ違っているのかなと私は聞いていて思っていました。なので、現場で起きていることなので、もちろん校長先生、学校が判断ということが最初としてはいいかもしれませんが、委員会などに相談できる仕組みとか、特にこれの3のレッドレベルの段階だということを校長先生が判断するのは重いかなと思います。なので、相談できる仕組みというか、校長先生が頼れるというか、アドバイスがもらえるような仕組みというものが欲しいかなと思います。

【打出委員】

先ほど西村委員が言われたように、西委員も言われていますが、確かに一番学校が見極めはできると思うんですね。しかし、吉田委員がよく言われていたように、学校も当事者なんですね。とすると、やはり「本当にそれで合っているの」という、保護者のご意見が出てくるんですね。そのレベル、「こういう問題になったのは学校がこういう対応をしたからでしょ」というところで、なかなかそこで納得していただけない部分がある。だからこそ、もちろん学校長がしっかり判断し見極めていきます。それを教育委員会に相談をして、教育委員会も一緒になって、今の状況を判断していく。確かにいじめが起こったときはだいたい委員会の方に報告しますので、教育委員会も一緒になって対応させていただきます。いじめ重大事態も、もちろん同じですね。あった時にはもう必ず報告していきますので、その時にいろんなアドバイスをいただくというところです。学校がまずは確かに見極めていきますけど、その段階の中に教育委員会の方に協力していただいて、そうすると第三者的なところが入ったところで、保護者の方もより理解はしやすくなるかなと思いました。

【村田晃一副会長】

ありがとうございます。打出先生、もう少し伺いたいのは、これ教育委員会も一緒に考えて判定をしていってもらえると助かる。それはレッドレベルのところだけでいいですかね。

【打出委員】

重大事態はもちろんです、やはり保護者によってはイエローレベルだったり、オレンジレベルでも全然対応が違うんですね。ご理解いただけるというとおかしいんですけど、いじめでも、すぐ学校と保護者と連携してやっていける部分もあるんですが、中にはイエローと判断しても保護者の捉え方次第で全然違ってくる。だからこそやはり教育委員会にも報告した時に一緒に対応していただいた方がよいと思う。その見極めは校長の判断なのかなと思います。

【村田晃一副会長】

ということなので、もうイエローレベルから学校と教育委員会で協働しながら進めていくのがいいのではないかとということです。

【打出委員】

おそらく学校によっては、そうしたいという校長先生が結構いらっしゃると思うんですね。私はどっちかというと、自分で判断して委員会には「こうしていきます」というふうに言うと思うんですけど、中にはやっぱりイエローレベルでも、その先のことを心配されていて、こうなっていくんじゃないかなという、とても敏感な先生方もいらっしゃるの、そういうところはやっぱり入っていただいた方が安心なのかなと思います。

【村田晃一副会長】

校長先生方の声を踏まえながら何か基準作りをしていただけるといいかなと思います。事務局からどうぞ。

【総合支援課 境副課長】

今回の件に関しては、まだ具体的にまだお示しはできませんが、やはり学校に判断していただくという以上はアセスメントシートは必要だと思っております。おそらく1番悩まれるのは、イエローなのか、オレンジなのか、ここの境界が非常に判断が難しいのではないかなと思っています。基本的な考えとしては、1番下のイエローレベルについては、こども自身のもともと持っている回復力で、問題が解決できるものと考えています。そういったものはやはり見守るレベルになるのではないかなと思っています。しかしながら、それでもいじめ行為を繰り返すものについては、やはり支援が必要です。そういったもともと持っているこどもの力で解決できるかできないかが一つの判断となると考えています。それを具体的な事例として、アセスメントシートに落としていながら、学校が判断できるように、最終的には私たちが相談窓口にもなれるような仕組み作りが必要なのかなというふうに思っているところでございます。

【遠藤教育長】

今学校が判断するという案にしているわけですけど、これを仮に学校と教育委員会が一緒に協力して判断するとか、あるいは教育委員会の方で判断するとかいうことになる、「イエローレベルですよ」と判断するにあたって結局は学校が全部調査をして教育委員会に報告をして、「もっとここを調べてくださいよ」とか、「ここ教えてくださいよ」と言って全部やり取りして初めて、「じゃあイエローレベルですね、じゃあ担任の先生も見守ってください」みたいな、それはなかなか現実的じゃないというか、元も子もないになってしまうので、まずは学校が単独で判断するのがいいんじゃないかという案にしているんですよね。仮に学校以外が判断するならもう学校が他者に説明できるように調査を尽くした後にしか判断ができなくなるので、それでいいのかなという、その問題意識があるんですけど。

【末富委員】

なんとなく整理ができました。今日の用語でいうと、イエローレベルからオレンジレベルに移行する時の判断基準だと思います。おそらくイエローレベル自体は学校で判断できる、なんとかできるレベルだというふうに、何がレベルを分けているのかと思ったんですが、介入度ですよ。学校と教育委員会の介入度を基軸にレベルがまず判断されている、という理解で合っていますかね。

そうするとイエローレベルは学校で判断し対処できるレベルであることだと思います。ただ、「イエローレベルはこういうことであって学校で判断して対処してください、オレンジレベルに移行するときに教育委員会に相談してください」ということだとは思いますが、そうすると先ほどおっしゃっていたアセスメントシートに何を書くかというのが極めて重要になります。

私、前回の案の方が良かったかと思ったんですけど、それはなぜかという、被害者の被害の度合いが基軸に据えられていたので、被害者の被害の度合いというのが、その場合、例えばですけども、その子が怖くて教室に入れなくなっちゃったとかであれば、明確にオレンジもしくはレッドなんだろうと思うんですけども、いじめの度合いをどの軸で捉えるかが迷っていらっしゃるから前回と今回でブレがあるんだなというところまでは状況は理解できました。そうするとやはり被害者の状況の深刻さと、加害の状況の深刻さについてが次の軸です。さらに加害の状況の深刻さが今日出てきた話でいうと、累積度、継続期間、あと触法度ではないかなと思ったので、それぐらいのアセスメントシートがあらかじめ学校にも示され、保護者や学年によってはですけど、多分小中学生は自分たちのことを自分たちで理解しておかないとおかしいので、小中学生にもわかるように示させれば、イエローの段階でだいぶ対処できるのではないだろうかというふうに思いました。

【吉田委員】

アセスメントシートに関してですが、評価が重要なことは言うまでもありませんが、その

基本となる記録をしっかりと残しておくことが欠かせません。いじめに関わる様々な事象について、いつどこでこんなことがあった、それに対してこうした対応を取った、その結果、このような反応があったなど、とにかく記録を取り続けていくわけです。それが詳細になっていくと学校、さらに教育委員会の負担が増えることには懸念がありますが、アセスメントはデータによって行うことが必要だと思います。

【打出委員】

このイエローレベルというところは教育委員会の定例報告で出ている段階でして、どちらかというと、オレンジレベルぐらいになるとやはり学校の管理職、総合支援課の方に電話連絡するレベルぐらいの感じですかね。オレンジレベル以上というところですかね。学校はどの辺で判断して定例報告で止めるのか、委員会に連絡して報告するのか、その一つの基準にもなってくるかなという感じがしました。

【村田晃一副会長】

このレベル分けについて、末富先生も似たようなことをご指摘されました。被害を受けた側の子の被害レベルを基準にするのか、行われた加害行為の重大度をレベルにするかという視点の置き方がありうると思います。同じ事象があったとして、同じ行為をされても跳ね返す力が強い子の場合には被害がそれほど大きくないとか、あまり深刻に感じない子もいれば、とても傷ついてしまう子たちもいるんですけれども、だから被害を受けた側の子の方を基準にするとすれば、どのぐらい傷んでいるかと。全然来られなくなっているとか、顔が見られなくなっている、そういう被害児童側の視点での基準分けというようになっていくでしょうし、加害行為側の子の指導とかということに力点をあげばどんな事象が起きたか、何をこの子はやらしたかということによって分けていくという考え方もありうると思いますけど、その辺をどう整理しておくといいでしょう。

【総合支援課 境副課長】

アセスメントシートは、おっしゃる通り形づくりが非常に難しく、様々な視点で考えなければならぬので、どうまとめようかと悩んでいます。やはり加害の行為そのものに着目する部分と、被害を受けたこどもさんの状態の部分、これをうまく融合させたものにしなければ、結局学校が判断できないという事になってくると思います。アセスメントシートは、前回の審議会から今回までの期間が短く、まだ具体的なものは形に出来ていません。次回の審議会の中では、何かしらの形をお示ししなければ、今年度中の基本方針の改定に間に合わないと思っていますので、次回にはお示ししたいと思っています。

【中西委員】

これは当然なんだと思いますが、被害者の状況、加害者の状況という分け方と同時に、保

護者がどうなのかということも要素として入ってくるのではないかと思いますので、それが、それぞれの保護者なのか、ちょっと細かいところまでわかりませんが、それを組み込んだ形のものにした方がいいのかなと思いました。

【南部委員】

被害者の主観というお話とあとは加害者の行為の客観というところで、レベル分けというお話が出ていたと思うんですけども、それに加えて「被害側のニーズ」というのも要素として入れていただきたいなというふうに思います。それは、やられた行為がどうであれ、こどもの側が、例えば保護者の側が、仲直りできればいいのか、あるいは注意して反省させた上で接触をしたくないということなのか、もっと踏み込んで、教室から排除してほしいとか、「どういうニーズを持っているのか」というところも加えてほしいなというふうに思いました。もちろんニーズと客観的な被害実態とが合わないということもあると思うので、そこは、当然評価の対象になるかと思います。

【神内委員】

私は、追加点でお話している通り、熊本市独自の重大事態調査の判断基準、それを盛り込むだけでも、今回の改定の意義があるのかなと。実際におそらく全国でも、重大事態調査に関して自治体独自の判断基準を持つことというのは私が確認した限りだと多分まだ聞いたことがないので、そういった意味でも何か少し文科省のガイドラインの方向性と違う方向性を見出していくことが重要かなと。でも別にそれがいじめの予防に消極的とか、いじめの被害者を支援しないとか、そういう意味ではないわけです。それよりも、今の重大事態調査で断続的に発生している、本当にこれ重大事態調査が必要なのか、という事案は僕も経験がありますし、結局今の重大事態のやり方では被害者も加害者も救済されていないということが重要なんですね。被害者の支援も加害者の指導も結果的に子どもたちがこのまま発達成長していく中で子どもたちのためになっていない。いじめ防止法自体が教育の目的とは全然違う方向に進んでいるということですね。それをしっかりメッセージとして伝えていくことが大事なのかなと思っているので、いじめ重大事態は熊本市はこういう考えで判断していきますという形のことを打ち出すというのは一つの方向性としてあるのかなというのは思っています。

【村田晃一副会長】

いろいろ貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。事務局には大変な宿題も出たように思いますが、頑張ってくださいと思います。これで用意した三つのポイントについての議論をいただいたところですが、時間がもう少しありますので、事務局から今日議論した以外の部分について、何かご意見とか審議いただきたい点とか何かあれば、お願いします。

【総合支援課 境副課長】

今日、冒頭に末富委員に個別の支援計画のお話を伺いました。実際やはり加害者の支援という中で、非常に大事なものだと思っているんですけども、例えば個別の支援計画の中には別室の対応でやることなどを含めていくものだと思います。

一つお聞きしたいのが先ほどイギリスの事例とかを出していただいたところですが、個別の支援計画は、イギリスでは期間を定めた上で、一定の期間プログラムを実施して、例えば教室に復帰させるとか、段階的にお試し期間を作るとか、そういったものが盛り込まれているかどうか分かれば教えていただきたいなと思っています。私たちもおそらく個別の計画とか、例えば出席停止についても別室登校についても中には盛り込みたいと思っているんですけど、おそらく学校が1番困られているのは「いつまで指導を続けるか」というところだと思いますので、そういったものが少しでもお示しいただけたら、実行性のあるものになるかなと思い、一点お伺いいたします。

【末富委員】

私も、その部分だけを掘り葉掘り聞いたことはないんですが、一般的には事案が発生し、レッドレベルだとイギリスはもう一発で司法介入なので、日本とは介入度が違うので。オレンジレベルと仮定しての話でいいですか。そうすると1週目はインターベンション（介入）の最初の段階なので、自宅待機をして、クールダウンをさせる。クールダウンをして、その間にさっき南部委員もおっしゃいましたけれども、お互いが暴言とか暴力などがある場合を仮定すると、お互いクールダウンして、「お互いどうしたいですか」というのは、ソーシャルワーカーが聞きます。

学校と教員は最前線に立たないんです。基礎自治体のソーシャルワーカーが聞き取って、「どうしたいですか」というのを聞く。そうすると日本のこどもたちはおそらく「学校に戻りたい」とか「もう喧嘩はしません」と言うと思うんですよね。なので学校に戻るためのプログラムを立てるわけです。その時に初めて教員が、要対協の組織と思っていただければ、すぐ分かると思うんですけど、例えばですが、2人とも戻していいのか、それとも過去に他の子に加害をしていた子の方をやはり個別の支援計画を立てて認知行動療法をするというふうにして、そこで多分スクールカウンセラーの出番で、だいたい何週間という見通しを立てて、じゃあ何週間のプログラムをして、その間に学習支援もされる。日本もそこは同じ仕組みですよ。ですから数週間、例えば3週間程度つまり大体1カ月ほどで1回目のアセスメントをして戻れるかどうかの本人の考え方や例えばかっとした時にこういうふうに行動するんだよとか、まずかっとしたら先生に言いなさいみたいな自分のルールを作って戻れるかどうかになるということだとイメージしてください。

ただ深刻度が高い場合にはそれが、例えば一度午前中だけ学校に戻してこどもが嫌だと被害を訴える、すぐく睨みつけたのでもう1回もう1週間延長しますとか、そういうことは

ありえるんですけれども、本当に個別なんですよね。

ただイギリスの場合、双方加害の事案は大体1週目がお互いクールダウン。一方的加害の場合にはもう加害者だけクールダウンの期間で、じゃああなたはどうしたいかと被害者にもどうしてほしいかを聞くのがソーシャルワーカーの基本ですが、加害者の方にはあなたはもうしたいんだということを聞いて、決めていくということですね。

なので、大抵1カ月程度だとは思いますが、延長されて、さっき教育長がおっしゃったことと一緒に、やっぱり学校に戻れない子どももいるというのは、イギリスも同じだと思います。ただ戻る子もいるので、それが、広く社会的に認知されていて、1回かなりやらかしたけど、改めてしないようにして戻ってくるとか、あるいは違う学校に転校するということも含めて、学校復帰はできるんだよという仕組みが広く知られているので、そうなる子もいるけれど、やはり家庭の状況が深刻だとか、どうしても暴力的環境から復帰できない、自分の暴力言動も復帰できない場合には残念ながら、教育支援センターのピューピルリファーマルユニットでずっと卒業資格を得ていくことになるというふうになりますというイメージです。

【吉田委員】

最初に話題になった1、2、3、4、5の加害児童生徒の対応に関してですが、5番目にその後も教育指導が継続するという意味合いを含めることが大事だと思います。そこを押さえておかないと同じことが起こる可能性もありますから。

また、内省についてですが、私たちはお互いの脳の中は見えないので、外から認識できる行動が大事になります。私は、リーダーシップや対人関係の改善、向上を目的にしてトレーニングをしてきました。その中で、知識は意識化しさらに行動に繋がらないと意味がないと考えています。ただ知っているだけでは駄目なのです。その典型例は飲酒運転です。酒を飲んで運転をしてはいけないという知識を持たない人いません。しかし、現実には悲惨な事故が後を絶ちません。そうしたことから、研修やトレーニングプログラムは、行動として実践されるものを継続的に作っていくことが必要です。

それから論点1で、保護者に対する教育というか、働きかけをさらに強調されていいと思います。現実として、子どもたちの間では問題が解決しているのに、保護者の間で決着がつかない。そうした事例の方が多いとは言いませんが、相当程度あると感じています。そこで子どもの方が困惑しているケースもあります。こうした課題も入れていただくとよろしいでしょう。

また、別室で対応も、複数の加害者とされた児童生徒が、同じ部屋に2人、3人一緒にいて、改善に繋がらないケースもあります。このあたり、どうすればいいのか悩ましいところです。

それから、同じことを申し上げているのですが、組織や団体も、地域社会で子どもに関わっていることを念頭に置いておく必要があります。学校で起きるいじめ等については、企業

や団体にも情報を発信する。市としては、皆さまのこどもさんたちにこうした対応をしていますと知らせるわけです。地域社会の組織にも当事者意識を持っていただくことの重要性も強調してよろしいと思います。

もう一つ悩ましいのは、いじめた側が、自分は正義だと確信してやっていると主張する事例もあります。それが客観的に正しいか否かの判断ができない、あるいは受け入れられないわけです。なかなかむずかしい問題です。

【中西委員】

時間があるということだったので、次回以降の話だと思うんですけど、基本方針の骨子案で、報道機関の対応というのが、第3と第4の両方で出てくるんですけど、どういうことを事務局として今想定されているのか、現時点で先にちょっと伺っておければなと思いました。

【総合支援課 勝田課長】

第4の方の報道機関の対応としましては、やはり第三者委員会等の場合のところがありますので、その部分での報道機関への公表とかというところの対応を想定しております。それからいじめの対応の部分なんですけれども、いろいろやっぱり保護者の方のお考えもあらわれます。重大事態ではなくてもいじめの対応の部分の中で、事案を公表する思いを持っておられるというふうなところもありましたので、こちらの方にも記載をしているような状況でございます。

【中西委員】

後半の説明が曖昧でよくわからないので、おそらく次回以降の話になるんだと思いますが。

【遠藤教育長】

報道機関への対応ということで、教育委員会や学校がなかなかうまく対応できないばかりに問題が大きくなってしまいうちがあるのが一つで、どういう情報提供であったり、どうしたことを教育委員会や学校側が心がけて実行することが必要なのか。いじめを隠蔽しているとか、教員をかばっているとか、そんなふうに見られることも多いわけですから、そうならないためにはどうするかというのが一つだと思います。

もう一つは被害者だという保護者が一方的に報道機関に情報提供して、その被害者だという保護者の一方的な言い分だけが報道されるという場面も往々にしてあります。ですから、そうしたことが起きたときにどのように対応していくべきなのか。そうした点、どうしても学校側や教育委員会側の意見というのは悪者側として、報道では被害を受けたという側が正義だという姿勢で報道されることが多いわけですけど、一方で、加害だという側の意見や学校側の意見も主張もあるわけで、そうしたところについて、どのように報道機関にも話を

していくのか、あるいはどういう報道をこちらから目指して対応していくべきだとか、そういったところでご意見を伺えればということです。

【中西委員】

非常に重要なテーマになると思いますのでよろしくお願いします。

【村田晃一副会長】

いじめに限らず、もういろんなことをこどもたち自身が SNS にあげますので、また保護者もあげますので、それでいろんな情報が錯綜して、騒ぎが大きくなってと、よく起きていますよね。だから学校、教育委員会が適時適切な情報開示をして、「実態はこうなんです」とやっていくというのが大事なことなんだろうと思います。あとこれは追って議論をお願いします。

【末富委員】

さっき神内委員がおっしゃったんですけど、熊本市としての判断基準を持つのは、すごく大事なので、改定されるいじめ防止等基本方針なんですけれども、やはりいじめの対応を何に向けてするのかというのが、今のいじめ防対法では不明確です。いじめ重大事態の方に行ってしまう運用がされているんですけど、いじめ防対法は一応第一条に「児童生徒の尊厳を回復する」と書いてあるんですけど、驚くべきことに、その尊厳回復の仕組みが全くといっていいほど文科省は実現していません。

なので、逆に言うと、その部分ですよ。熊本市は教育振興基本計画にもこどもの最善の利益と書いてありますから、やはりこども自身の権利利益の回復や救済というのを、被害児童がまず優先されるけれども、加害した側もいずれ大人になって、社会で生活していかなくちゃいけないので、その子自身の最善の利益を考えれば当然、今日申し上げたように一番厳しい段階になると学校外の施設で個別の支援計画の下でプログラムを受けていくことになりますが、やはり早期に介入して、他人に加害しなくて済む成長の機会を設けていくというふうに少し理念のところで、対応の目的を明確化した方がいいです。

親じゃない、こどもの尊厳、権利、利益の回復だったり、改善というのは、重視するんだということを明記した方がおそらくこどもたち自身のためにもなりますし、学校も今動く方向が親御さんへのご説明もどの軸でするかみたいなこともものすごく苦心されていらっしゃると思うんですけども、やっぱり熊本市がこういう原則で対応することになっている、あと今日出ているイエロー、オレンジの基準もこういうアセスメントシートがあるというふうに市としての基準だったり、理念を持たれることによって、学校が守られるということも大事にしていきたいです。「何よりこどもたちの尊厳、権利、最善の利益を大事にしてアプローチします」ということを明記していただけると、国も足りなかったのはこれかなって思っただけです、目の前のこどもたちがやっぱり学校に来られるようになって

て、怖い思いをしなくて済むようになったりします。自分は昔は相当乱暴な言動をしていたけれども、先生が向き合ってくれてまずいんだと気づいたという学生は日大にもいるんですよね。そういう意味ではそういうふうに見えるこどもを増やしていきたいというあたりにフォーカスすると国の今の法の不備だったり運用に左右されずに、こども自身に向き合える対策になるんじゃないかなというふうに思いました。

【吉田委員】

先生方は問題が起きると問題の解決に多くのエネルギーと時間を使われます。現実には家庭訪問を繰り返す、一緒に学校に登校する、保護者の訴えに対応するために多くの時間を当てるといった現実があります。そうしたとき、末富委員も言われましたが、本来はこどもたち全体に向けるべき時間が少なくなるわけです。ある意味では教育の機会均等が実現されていないと言えるでしょう。このことを文書化するのはむずかしいとは思いますが、これも深刻な問題だとして頭には置いておくべきだと思います。

【村田慎委員】

今日の参考資料 1 の 4 ページのところに前回も少しお話が出たところなんですけど、こどもの意見を内容に反映させたいというところで、他の自治体の好事例というのはちょっと存じ上げないので、ご紹介ができないんですけれども、どこかでこどもたちが話をしているのを聞きたいなというふうには思っていて、ただ、下に追加で寄せられている意見というところにもありますけれども、こちらから投げかけて聞き取るとか、アンケートを取るとか、そういう形ではなくて、こどもたち同士で、あるいは保護者も含めて、その話をしている、グループワークとか、そういう話し合いをしているのを聞かせていただくという形で見せていただけないかなとはちょっとぼんやりと考えてはいるんですけど、ただこれは学校の先生方をお願いしてしまうとまたとんでもなくご負担をおかけするので、そういうことにならない形でなんとかそういう場があったらというのを勝手にちょっと思ったりはしていますね。

【村田晃一副会長】

大事なことです。昔のこどもたちがここに集まって話しているわけなんですけど、だいぶ前のことになってしまうので。他はいかがでしょうか。オンラインの南部委員、神内委員からいかがですか。

【南部委員】

ちょっと流れが変わりますけど、協議資料の 2 ページ目の「いじめの対応について」のところなんですけど、事実確認のところ、事実認定のプロセスについては一切言及がないんですが、(2)の 3 つ目の○のところの時間確保の方法というのが書いてあって、時間確保の方法ってなんだろうとちょっと思ったんですけれども、ご説明いただけましたら幸いです。

【総合支援課 勝田課長】

南部委員ご指摘の協議資料の2ページの第3の1「発見、事実確認、対応レベル判断」の(2)の「事実確認の時間確保の方法」という部分は特に小学校あたりが非常に厳しいかなと。同時にとか、あるいは複数で聞き取るというふうなところでやる場合に事実確認、短時間の中で、しかも効率よくというふうなところで、時間確保あたりの部分はこういったものが必要なのかというふうな部分を想定して、ここはあげさせていただいた次第でございます。

【南部委員】

それだったらこの項目の中に「事実認定の時間確保の方法」という項目をあえて作るというよりは、「事実認定をどのようなプロセスですか」というところの内容を一応決めておいた方がいいのではないかなと思います。

【村田晃一副会長】

ありがとうございます。確かに時間をどうやって作るかということが主眼ではないですね。よろしくお願いします。江崎委員何かございませんか。

【江崎委員】

やっぱり理念ですね。こどもが健やかに育っていくというところで、私たちが何ができるんだろうということがぶれないというのは、とても大事なことだと思います。やはり現場でいろいろ対応していく中で、親の傷つきみたいなのがすごく大きくて、それで相手を罰してやりたいみたいなお気持ちになられることって結構あってもめるみたいなこともあるかなと思うんですけど、我が子が幸せになるために、我が子が持っている力を引き出してもらう、そういう考え方になると非常に落ち着いてこれたりということがたくさんありますので、そういう意味でも、保護者の方のお気持ちを大切にしながら、こどもがいい大人になっていくためにできることというのがここの大事なベースになるんじゃないかなというふうに考えています。またいい会議ができたらいいなというふうに思っております。

【西委員】

最終的には、この熊本市のいじめ防止等基本方針が出来上がった後に各学校のいじめ防止等基本方針が出来上がってきますけども、その中で、先ほど村田模委員からもありました、こどもがそれを自分たちのためにこれがあるんだ、自分たちの命とか安全を守るために、こういうのがあるんだというのをより意識してもらうために、今の学校いじめ防止基本方針の策定にあたっては保護者と地域の意見を聞くというのが書いてありますけど、その中に、今学校の決まりでやっているようにこどもたちの意見も聞くというのも少し明文化して、飲酒運転の撲滅で熊本市そして教育委員会そして学校の宣言文というのがありますけども、じ

やあ学校として、このいじめ防止に向けてこどもたちの意見を聞きながらどう宣言文を作っていくかというのも、こどもたちにより意識させるためには一つこういう考え方もあるかなと思います。

5 諸 連 絡

～省略～

6 閉 会

～省略～